

○村松幸昌委員長 皆さん、お疲れさまです。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は全部で4件であります。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、総務部、行政経営部、生きがい・交流部、防災部の順で審査したいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村松幸昌委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

最初に、総務部所管の議案の審査を行います。

議第47号「焼津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は17ページ、参考資料は27ページからです。

それでは、議第47号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○増井好典委員 今回、新型コロナウイルス感染症という、ある程度限定された部分の項目だと思えますけれども、この部分の改正ですが、必ずしも100%新型コロナウイルス感染症といったものが完全に終わってるといった状況ではありません。これが、また何らかの形でウイルスが形を変えて、また新型コロナウイルス感染症といった形で発生した場合に、対処はどうするのかといった部分はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○久保山晋一人事課長 こちらの新型コロナウイルス感染症の特殊勤務につきましては、国のほうの基準に沿った形で市においても制定をしたものでございます。今回につきましても、国のほうで、こういった手当のほうの終了といいますか、制度については、5類に移行したことによっておしまいにするということですので、それに合わせて市のほうも今回、こちらのほうを削除するというような中で、また新たな形で新型コロナウイルス感染症が出てきたりですとか、また別の感染症が出てきたというときに、国のほうのこういった基準が定められましたら、こちらの市のほうも併せて制定していくというような形になるかと思えます。

以上です。

○増井好典委員 了解しました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○鈴木浩己委員 5類に移行したことによって、今回の業務からこういった手当が外れるわけですけれども、これは部とか課でいくと、どこの課の皆さん、あるいは市立病院なんかもそうなのかなというふうに思うんですけれども、主な課ですとか、あるいは職員さんの人数だとか、今までどれぐらい特殊勤務手当の分としてお支払いしていた分があるのかというのが、分かりましたらお願いします。

○久保山晋一人事課長 5類に移行しまして、まず、どういったところが対象になるかというところですが、こういった患者さんといえますか、接触の一番あると思われます健康づくり課の職員、保健師さんたちが一番こういった点で対象になり得るかなというところでございます。

あと、可能性としてあるのは、予防接種の集団接種をやっておりますので、そちらに従事する職員という形、応援に行ったような職員というところでございます。

病院につきましては、もちろん患者さんがお見えになりますので対象になるかと、全職員がなるかなというところでございます。

実際に、過去の実績というところでございますけれども、令和2年度に1件実績があるというところでございます。

以上です。

○鈴木浩己委員 令和2年の1件だけという、そういうことですか。

○久保山晋一人事課長 はい。

○鈴木浩己委員 なるほど。そのときは何人ぐらいが対象になっていたかというのは分かりますかね。

○久保山晋一人事課長 今回の令和2年度の1件ですが、市の集団接種というところではなくて、県のほうに応援に保健師が行ってございました。そのときに、そういった患者さんと接触があったということで、お支払いをしたという件でございます。

以上です。

○鈴木浩己委員 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第47号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第47号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで当局の入替えがありますので、しばらくお待ちください。

次に、行政経営部所管の議案の審査を行います。

議第48号「焼津市税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は18ページ、参考資料は29ページからです。

それでは、議第48号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○鈴木浩己委員 今回、軽自動車税の関連があったと思うんですけれども、電動キックボードが今回含まれてくるような、そういう御説明があったと思うんですけれども、電動キックボードといってもいろいろな規格があるんですけれども、電動キックボードって呼ばれるものは全て軽自動車税の対象になってくるのかどうなのか、もしくは、電動キックボードの基準がもしあるようでしたらお教えいただきたいという、どなたが購入して乗っているかというのがどうやって分かるんですしたっけ、ナンバーがついた電動キックボードになるんだっただかなと、その辺詳しく教えてください。

○平田泰之課税課長 鈴木浩己委員にお答えいたします。

電動キックボードにつきましてですけれども、原動機付自転車、その前の段階では50シーシー以下と90シーシー以下と125シーシー以下と125シーシーという形で4つあります。その中でも電動キックボードは4つにまたがっておりますので、特出しして全てがそこになるということではありません。

以上です。

○鈴木浩己委員 それじゃ、普通の原付みたいな、そういう扱いで年額2,000円でしたか、支払う義務が生まれるみたいですが、原付みたいなナンバープレートをつけるんですしたっけ、どうでしたっけ。

○平田泰之課税課長 ナンバープレートにつきましては、今の原付よりもちょっと小型のものをつけることになっております。

以上です。

○鈴木浩己委員 分かりました。

さっき課長のお話だと、4段階ぐらいあるよということで伺ったわけなんですけど、それは、電動のモーターの出力で決まってくるのか大ききさで決まるのか、その辺、分かたら教えてください。

○平田泰之課税課長 特定小型原動機付自転車につきましては、モーターの大ききさ、いわゆる定格出力が0.6キロワット以下、それで長さが1.9メートル、幅0.6メートル以下、かつ最高速度が20キロ以下を特定小型原動機付自転車ということで決めております。

以上です。

○鈴木浩己委員 分かりました。

もう既に、以前、電動キックボードを購入していて、ナンバープレート、当然ついていないだろうとは思いますが、そういう方についても、今回、今まで使っていた電動キックボードに取り付けるという、そういう感じになるんですかね。

○平田泰之課税課長 もともと、原動機付自転車が発行はされているということですので、その形の中で区分が分かれるという形になっております。

以上です。

○鈴木浩己委員 じゃ、既に今持っている人の電動キックボードには小さいナンバープレートがついているという解釈でいいですか。

○平田泰之課税課長 原動機付自転車の大ききさについておりますので、それが今度、一段階小さくなります。

以上です。

○鈴木浩己委員 了解です。

- 村松幸昌委員長 いいですか。ほかにありますか。ほかにいいですか。
- 杉田源太郎副委員長 この条例改正の中の森林環境税についてお聞きをいたします。
国税だと思うんですけど、この森林環境税に実際に課税していくということについての、市としての見解をまずはお聞きしたいと思います。
- 平田泰之課税課長 森林環境税につきましては、個人住民税と合わせて国税として課税を取っていくという形になっておりますので、それに従ってやっていくという形になります。
- 以上です。
- 杉田源太郎副委員長 私、聞きたかったのは、人頭税ですよね。一人一人全部に、一人頭について税金がかかっていく人頭税。その国税に人頭税が許されるのかというところについてはどうですか。
- 平田泰之課税課長 国税のことにつきましては、そこまで回答を差し控えさせていただきたいと思います。
- 以上です。
- 杉田源太郎副委員長 国税とここは、2019年でしたっけ、国会の中で通ったわけだけど、それに、今度2023年までに復興税がなくなって、2024年から復興税の代わりに1,000円を足して、これを森林環境税という形で追加するということですよ。それを、先ほど認めていただいたと思いますけど、国税ですよ。国税の中でそういうものが住民税の均等割というようなシステムを使って、国に収められて、また、それが譲与税として持ってくるという、そういうことというのは、国で決まったから、それはしょうがない。それに対して、基本的にはこうだけど、国で決まっているからしょうがないという。しょうがないという言い方は、私はしたくないんだけど、市としての、地方自治体としての基本的な姿勢としてはこうなんだという、そういう見解があれば聞きたいと思ったんですよ。
- 石原隆弘行政経営部長 今、課長のほうからお話ししたとおり、また、委員からもお話があったとおり国税でございます。住民税の均等割のシステムでという話ですけど、国から要請されているのは、住民税と一緒に徴収してくださいということをや請されているだけですので、国税として決まっている、それから、国のほうからそういった徴収の要請があるということで、市としては、それをしっかり実行していきたいと、そんなふうに思います。
- 杉田源太郎副委員長 私が聞きたいのは、市の名前は言いませんけど、そういう同じような質疑をしたときに、当局の答弁として、森林環境税は、所得税にかかわらず一律の金額を課税するというので、国税としては異例な課税方式だと、国税において、今回のような、こういうものが前例となって定額で課税するというような、安易な増税というのは、今後検討されることのないように注意をしていく必要がありますと。国で決まった、だから、それは地方自治体でそれをやっていかなければならない。それは別に分からないと言っているわけじゃないです。ただ、地方自治体としての税金に対する基本的な考え方、こういうものについて、今、この市で当局が答えた、答弁してもらった、そういう例を見てきたんですけど、そういう基本的な考えのところでは、同じような考えを持たれているかどうかということを確認したわけです。

○石原隆弘行政経営部長 私の認識では、国税だから1人当たりという課税が駄目ということは、今承知はしてございませんし、繰り返しになってしまうかもしれませんけれども、基本的には国税の徴収を、我々、要請されていると。そのやり方が住民税と合わせて徴収するという方法を取らせていただいていると、そういうことでございますので、それはしっかりやっていきたいというふうに思います。

○杉田源太郎副委員長 今、国のほうで、国税のほうでこうなっているという説明をもらったけど、国税の中で、同じような人頭税として国税が徴収されているものって何かありますか。教えてください。ないと思いますよ。

○石原隆弘行政経営部長 人頭税という言葉も、税制上あるかどうか、私、承知していませんけど、今委員がおっしゃったような、一人当たりで課税というのはないのかなというふうに思います。

○杉田源太郎副委員長 そうです。人頭税、そういう言葉はありますよ。均等割ですよ。今、いろんなところで均等割って、市税の中ではそういうものがあります。応益負担か応能負担かというところの違いだと思うんですけど。

要は、応益負担だと、国の説明の中で。最初、林野庁は、これはそういうところから財源を求めるんじゃないで、実際に森林の環境そのものを守っていかなくやならないために、そこをCO₂なんかをたくさん排出している大企業だとか、あるいは事業者だとか、あるいは個人の持ち物だったりだとか、市が所有しているものだと、そういうものについては、ちゃんと国の一般財源というか、一般予算の中、そういう中から出すべきだというふうに、林野庁は最初そういう提案をずっとしていたんですよ。それ、全部切られちゃったわけですよ。

これを復興税が今度終わるということで、それに、さっき言ったような1,000円を足して、これを均等割の中で、この市税のシステムに、そのシステムの中で均等割でみんなから取って、それを今度、配分しますよと。

その配分をするといったときに、この前の同僚議員の一般質問で、最初の日ですか、あったんですけど、花沢の近くだっけな、そちらのほうで倒木だとか、そういうものを処理するのに譲与税を使いましたって言いましたよね。この譲与税って、まだ、均等割で徴収はされていないけど、既に払われているわけですよ。それというのは、均等割でこうやってやったお金が、全部で課税世帯が6,200万円ぐらいだったかな。約600億円ぐらいの、そういうものが全部入ってきて、それが譲与税として支給され始めるのは、ええかん先の話だというふうに聞いていますよ。

今の譲与税そのものの財源が、これの均等割で上がってきたものになるということが、本当に応益負担になるのかならないのか、そこについて、市としての考え。今、例えば、譲与税になったときに、どういう割合で各自治体に配分されているというのは分かっていますよね。そのときにどんな、違和感というのはありませんか。

○石原隆弘行政経営部長 国税の課税客体を何にするかということについては、国においてしっかり議論されているというふうに思っていますので、今、私どものほうが、それについて述べることは差し控えをさせていただきたいと思います。

○杉田源太郎副委員長 国のことだもんで、意見を言うのは差し控える。だけど、先ほど紹介した、具体的には名前を言いませんけど、その自治体の中で当局が答弁した内容と

というのは、国がやっていることなんだけど、だけど、本来、国税の中でこういう応益、一人一人に対してどういう益があるかということは確定できないですよ、この森林の環境というものについては。みんなは、そのお仕事がなくなれば、それで応益になるということはあるかもしれない。だけど、応益というのは、みんな、県境の問題とか、そういうことであるよ。だけど、あなたは幾ら、そういう益がありますよ、この人には幾ら、この人に幾らってできませんよ、当然。そういうものについては、国税はやらないという、そういうルールがあると思いますけど、そのルールはどういうものなのかというのは、また調べてください。

そういう中で、市として国のやったことに対して意見を言うことは控えるじゃなくて、こういう国のほうで決まったもので、ここで今、条例としては出すけど、基本的にはこうやって、今後、あるべきじゃないところまで、そこまでは言えないかもしれないけど、やっぱり在り方の問題について、この資料を今後検討されることはない。注意していく必要はあるという、そういう見解を答弁としてしている。そういうことは、税の本来あるべき姿、国税と自治体の課税、住民税を含めた、そういうものについての区分けを今後ちゃんと注意していかなければならないと私は思っています。

そういうことについて見解を言うことは控えるというのは、今後、税を取り扱う、税を市民から集めて、それを国税として、また、ここに下りてきたときに、先ほど言いましたけど、人口割とか面積だとか、そういうので割って、今、東京都の23区なんかを支払われる額と森林がたくさん多いところの地方自治体に譲与される額と、全然、23区のほうが多いわけですよ。そういう矛盾がすごいあるわけです。そういうものをちゃんと市民が知らされて、これってそれでいいのかどうかと。

人頭税って先ほど言いましたけど、こういう森林環境税そのものが、国の一般予算としてつけられるべきじゃないかって私は思っていますけど、そういうところについて、市民に対してもちゃんと知らせていかなければ、私はいけないなど。市のほうから、そんなことは言えないと思いますけど、市の基本的な考えとして、今後、注意していかなければならないぐらいの、そういう見解を言ってもらいたいなと思っていました。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

○杉田源太郎副委員長 今言った内容がほとんどなんですけど、森林環境税というのは、東日本大震災、これが今度終わるということで、それを口実にしながら2023年度に終了する。個人住民税、均等割ですか、そこの1,000円、さっき言ったように上乘せをして、看板を変えながら継続していく。こういうのは、やっぱり課税の逆進性というところ、そこに大きな問題が私はあると思います。そういう国民の生活、それを圧迫するようなやり方というのは、これは市が責任を持ってどうこうという問題じゃないかもしれないけど、基本的に森林整備、そういうものは、その財源は国の一般会計の中でやっていくべきだということで、この条例の改正については反対いたします。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第48号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手多数であります。よって、議第48号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、行政経営部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

次に、生きがい・交流部所管の議案の審査を行います。

議第50号「焼津市豊田地域交流拠点施設建設用地の取得について」を議題といたします。

議案書は25ページ、参考資料は37ページからです。

それでは、議第50号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いします。

○杉田源太郎副委員長 38ページのところにある用地のレイアウトというか、案というのは幾つか示されたと思うんですけど、確定はしたということですか。

○岩田千登勢スマイルライフ推進課長 御質疑にお答えいたします。

ただいま基本設計をしております、それに基づきまして今の計画を立てているところで、設計をしているところでございます。

○杉田源太郎副委員長 まだ決まっていない。

○岩田千登勢スマイルライフ推進課長 まだ。6月13、14と地域の皆さんに御説明をさせていただきまして、その中の御意見を踏まえまして、改めて基本設計をしているところでございます。

以上でございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。いいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第50号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第50号は、これを可決すべきものと決定しました。

以上で、生きがい・交流部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

次に、防災部所管の議案の審査を行います。

まず、議第52号「水槽付き消防ポンプ自動車の取得について」を議題といたします。

議案書、参考資料は別冊の議第52号議案書を御覧ください。

それでは、議第52号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○鈴木浩己委員 それでは教えてください。今回、18分団の水槽付消防ポンプ自動車の購入ということでの議案になっておりますけれども、特に焼津市内、非常に狭隘な道路が多くて、なかなか大きい規格の消防ポンプ自動車だと入り込めなかったりするわけですが、水槽付消防ポンプ自動車を、全ての分団がこういう水槽付になっているのかどうかという、その辺を最初に教えてください。

○石川雅章地域防災課長 それでは、お答えいたします。

今の水槽付の消防ポンプ自動車ですけど、これにつきまして、今、委員のおっしゃるとおり、狭隘道路の対策というのが1つで、こちらについては、今現在は16、17、18分団、大井川の3地区、そちらのほうに水槽付の車両を配備しております。

以上でございます。

○鈴木浩己委員 ありがとうございます。

確かに大井川も狭いところが結構あるわけなんですけれども、旧焼津地区でも、本町だとか城之腰だとか鰯ヶ島だとか、やっぱり相当狭隘な道路が多い地域もあるんですけども、そちらのほうはどんな考えでいらっしゃるんですか。

○石川雅章地域防災課長 お答えいたします。

本町、こちらのほうの地区につきましても、道路のほう、そういう部分もあるかもしれないんですけど、こちらにつきましては、基本的にはCD-Iタイプって、小型の車両を用意してあります。

また、町なかにつきましては、消防水利で消火栓の位置等が、かなり整備が進んでいるものですから、そういったコンパクトな車を車両で進めて放水のほうをすると、そういった戦略になるということになっております。

以上です。

○鈴木浩己委員 分かりました。

消防ポンプ自動車の更新の時期なんですけれども、基準とかもしありましたら教えてください。

○石川雅章地域防災課長 更新時期についてのお答えをいたします。

こちらにつきましては、明確な基準というものではなくて、ただ、消防協会とか、一応そういった形で、どういう形で基準にするかと、そういった中では、一様な内容としては、その消防車両のシャーシの関係や、そのの上に乗っているポンプ等そういったもの、艀装関係のそういったものについて、ここのメーカーがある程度の更新時期というのを決めていると。消防ポンプ自動車につきましては、そういう形で、業者のほう、確認して、15年という形が基準という形になっております。

以上でございます。

○鈴木浩己委員 分かりました。適切な時期に更新していただきたいと思います。

今回の3ページの入札結果表を見ると、予定価格が4,102万8,900円に対して落札価格が4,020万5,000円ということであります。これは、落札率といくとどれぐらいになるんですか。

○石川雅章地域防災課長 こちらにつきましては、落札率ですが、約97.9%になります。
以上です。

○鈴木浩己委員 札を入れた業者さんが全部6社あるわけですけども、この日消機械工業以外は全て予定価格を上回った札なわけですよ。これは企業努力の何ものでもないかなというふうに思うんですけども。近年の消防ポンプ自動車の更新に関わる購入費の落札率の推移というのは、大体九十七、八、九%ぐらいだったかなというふうに思うんですけども。

昨今、それこそ半導体がなかなか入ってこなかったりだとか、いろいろあるわけですけども、この消防ポンプ自動車の購入については、納期は間違いないわけですよ。それで、半導体の入り具合によってやっぱり、なかなか入ってこないよということで、たしか大覚寺詰所のバキュームカーか何か、入ってこないもんで、1年、後年度にしたというような事例もあったわけなんですけども。今後は予定どおりだんだん以前の状況で入ってくるのかなというふうに思うんですけど、その辺は別に問題ないですよ、納車時期だとかそういったもの。

○石川雅章地域防災課長 それでは、車の納期等の内容ですが、こちらにつきましては、今、委員のおっしゃられたとおり、去年は半導体不足というもので全国的な話になっていました。それについては、かなり供給のほうを追いついてきているという形で、その辺は大丈夫じゃないかなと。

それ以前に、トラックのベース車両、そのベース車両の基準が今年いろいろ変わって、こちらの納入というのが心配という意見はいろいろ聞きましたが、今回の業者につきましては、そういったのを含めまして大丈夫ですという確認は取っております。

以上です。

○鈴木浩己委員 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎副委員長 鈴木委員の質疑の確認なんですけど、私もずっとほかの入札なんかも見ていて、今回、これが指名入札になっているわけなんですけど、その中での落札率というんですか、これが九十数%、95%をオーバーしているようなものが非常に多いというふうに感じているんですけど、今、ここの防災のほうの関係でいろいろ入札をやられている中で、入札率の経緯というんですか、そういうものについてはどのくらいになっているんですか。

○石川雅章地域防災課長 入札率につきましては、先ほども言いましたとおり97.9%で、去年は、令和4年度は購入はないんですけど、その前も多分95%以上の入札率になっていると思います。それ以前のものについては、すみません、本日、資料のほうをお持ちしておりません。すみません。

○杉田源太郎副委員長 95%を超えたらいけないよという、おかしいよということを言っているんじゃないかと、市民からのいろんな声なんかを聞くと、入札率が高いままずっといろんなものが入札されている結果を見たときに、どうやって決まっているんだろうという、そのところについての疑念を持つ方がいらっしゃるもんで、これは、内容だとかそういうものによって、どの業者がやっても大体このくらいになるんだろうなところ、その中でも、今回は予定価格を下回ったのが1社だけというところで、何かあ

るんじゃないだろうかみたいな、そんな、ないです。市として監査とかそういうのは全部通っているのは、問題はないと私は思っていますけど、何かそういう率が高くなっていくことについて、どんなところでこういう率が高くなっているというふうに思っていますか。

○石川雅章地域防災課長 今、委員の御心配なされた入札率等の話なんですけど、こちらにつきましては、消防ポンプ自動車は、細かいいろんな仕様でうちのほうから発注をしているんですけど、その実際の車のベース車両であるとか、上のポンプ機能であるとか、そういった機能というのは、大体限られた業者になっているものですから、そういった意味も含めると、金額的にはこれぐらいの価格の推移になるんじゃないかなと。ただ、明確なものまでは、すみません、分析はしておりません。

すみません。失礼します。

○杉田源太郎副委員長 予定価格を決めるときに、かなり市のほうとして、当局のほうとしても、細かいところを分析しながら、これを積み上げて予定価格を決めていると思うんですけど、今、6社のうち5社が、それを上回る価格を提示しているということに対して、その、当然入札するときには明細というのが多分ついてくると思うんですけど、そのところでの、ここまで頑張ってもやっぱりこうなんだよというようなところが、率からして、この6社のうちの5社がこれだけの金額になっている。その個々の明細がどういう明細かって分かりませんが、高くなっているところについての共通性というのは何かあったんですか。

○石川雅章地域防災課長 申し訳ございません。細かい、どこの部分がというような分析等はしておりません。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 いいです。

○村松幸昌委員長 いいですか。ほかにありますか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第52号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第52号は、これを可決すべきものと決定しました。

以上で、防災部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

それでは、これで、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆様、大変御苦労さまでした。

閉会（10：43）